

京都市子ども・子育て会議 第3回幼保推進部会
会議録

日 時	平成29年1月16日（月） 13：30～16：00
場 所	京都市男女共同参画センター ウィングス京都2階 セミナー室A・B
出席者	天野珠路委員，安藤和彦委員，稲葉英理子委員，井上直樹委員，柿沼平太郎委員，白井敞子委員，藤本明弘委員，升光泰雄委員，丸橋泰子委員，矢島里美委員，吉田正幸委員
欠席者	清水智委員，杉田のり子委員，松崎美幸委員
次 第	議題 （1）国から示された保育士配置に関する特例措置（弾力化）の活用に関する市民意見の募集結果及び本市の考え方（案）について （2）保育提供体制の確保方策について

○小林民営施設担当課長

それでは、定刻になりましたので、ただいまから、京都市子ども・子育て会議第3回幼保推進部会を始めさせていただきます。皆様方におかれましては、大変御多忙のところ御出席を賜り、誠にありがとうございます。私は、本日の司会を務めさせていただきます、保育課民営施設担当課長の小林と申します。どうぞよろしく申し上げます。

本日の会議につきましては、市民の皆様には議論の内容を広くお知りいただくため、京都市市民参加推進条例第7条第1項の規定に基づき公開することとしておりますので、あらかじめ御了承いただきますようお願いいたします。本日の会議につきましては、14名の部会委員に御参画をお願いしております。

本日は、天野委員、升光委員におかれましては、所用のため少し遅れられるとの連絡をいただいております。また、清水委員、杉田委員、松崎委員におかれましては、所用のため欠席されるとの連絡をいただいております。「京都市子ども・子育て会議条例施行規則」第2条第3項におきまして、部会は、その部会に属する委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができないこととされておりますが、本日は、現時点におきまして委員14名中9名の方の御出席をいただいておりますので、会議が成立していることを御報告申し上げます。

次に、資料の御確認をお願いいたします。本日は、事前送付いたしました資料1、資料2、参考資料により説明等を行ってまいります。

それでは、早速ではございますが、本日の議事に移らせていただきます。ここからの議事進行につきましては、安藤部会長をお願いしたいと存じます。安藤部会長、よろしくようお願いいたします。

○安藤部会長

それでは、以後、私の方で進行させていただきます。

本日は、国から示された保育士配置に関する特例措置（弾力化）の活用に関する市民意見の募集結果及び本市の考え方（案）、保育提供体制の確保方策の2つの議題について意見聴取等を行っていきたいと考えております。

会議の予定としては16時までを目途として進めてまいります。長時間となるため、1つ目の議題の終了後に短時間の休憩を設けたいと思っております。限られた時間の中でできる限り多くの御意見をいただくため、効率的な議事運営に御協力をお願いいたします。

それでは、まず、一つ目の議題の『国から示された保育士配置に関する特例措置（弾力化）の活用に関する市民意見の募集結果及び本市の考え方（案）について』、事務局から説明をお願いします。

■国から示された保育士配置に関する特例措置（弾力化）の活用に関する市民意見の募集結果及び本市の考え方（案）について

事務局（上田保育課長）から、資料1及び参考資料を用いて、国から示された保育士配置に関する特例措置（弾力化）の活用に関する市民意見の募集結果及び本市の考え方（案）について説明。

○安藤部会長

本日は、市民意見の募集結果と、それを踏まえて、弾力化の対象を幼稚園教諭のみから、小学校教諭、養護教諭も含める一方で、子育て支援員研修の受講を義務付ける方向性が示されましたが、これに対して、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

○矢島委員

京都市日本保育協会の矢島でございます。よろしくお願いたします。前回は幼稚園教諭のみを弾力化の対象とするということでしたけれども、今回幼稚園教諭から小学校教諭、養護教諭にまで幅が広がりました。前回もちょっと言わせていただいたかと思いますが、保育士も幼稚園教諭も養成校での資格取得のための勉強というのはほとんど同じことをしてきていると思いますので、それに関しては積極的に受け入れさせていただいたらいいのかと思っております。今回新たな広がりが示されましたけれども、特に幼稚園教諭の活用に関しては、幼稚園現場で仕事されていた方は全く問題ないと思いますし、十分だと思うのですが、小学校教諭や養護教諭におきましては、保育という観点から見ますと、少し不安を持たないことはございません。しかし、人材確保の問題であるとか、様々なことが困難になっていく状況の中で、このような方向性も致し方ないかなと思っております。時限付きであればこれで良いかなと思っております。ただその人材をどう受け止め、それぞれが持つておられる専門性をどう活かしていくかということに関しては、もちろん個人の資質によるところも大きいかなと思っておりますけれども、採用した園側の力量も問われると思っておりますので、専門性が活かされるような人的配置ができるように現場としても配慮していかなければならないかなと思っております。特に年齢を限定することができるのであれば幼児の担任にしていくとか、あるいは、養護教諭の方であれば障害児の担当になっていただくとか、せっかく持つておられますその専門性が活かされるような対応が現場でもなされることが望ましいかなと思っております。

○升光委員

前回のときも幼稚園も先生不足というか大変な時代ですので、幼児期の子どもを育てる施設の保育士、教諭の京都市における問題というふうに見ていってもいいのかなという気がしました。その一つとして、確かに今矢島先生がおっしゃったように日頃今まで幼児と集中的に関わってきた方ではないという状況の中で、保育所側の努力と役割というものもあるのかなという気がします。私もこういう状況の中で致し方ないのかなという気はしますし、時限付きでということですから、是非この特例措置はどうだったのか、違う立場、役

割の方が関わることによって保育現場がどうなったのかということをも市民にもお返ししていただけたら良いと思います。ことによると、豊かな保育の展開がなされる可能性もあるという御意見があったように、私もそれは思います。ですから、免許を超えた状況で活動が行われるときに、ことによるとひょうたんから駒じゃないですけども、子どもの成長の見通しを持った一つの保育の幅の膨らみとか、それから養護の先生は特別支援の子どもたちを中心というような御意見を今いただきましたけれども、そのようなところの可能性がより膨らむのかもしれないなと思いました。これから保育所と幼稚園が同じ部局で扱われるようになる中で、こういう免許制度を超えた子どもを育てる器作りに何らかの繋がりや検討していくときの視点を持つことができたらいいなと思っています。配置基準は下げずに、人材の幅を広げるというのはこの状況の中では前向きに考えてもいいのではないかなと思いました。ですから、保育所側の努力と同時に、市民も納得できるよう新しい方が入ってどういうふうに保育が行われているのかということが後から示されるというのを予め示しておいてもいいのかなという気がしました。

○井上委員

公益社団法人京都市保育園連盟の井上でございます。日頃は色々とお世話になり、ありがとうございます。今回こういうふうに少し前回から見直すということですが、矢島先生もおっしゃっていたように、やはり保育士であってほしいという御意見もあるというのも一方で認めてやってほしいと思います。と言いますのは、保育現場で働いている保育士にとっては、幼稚園教諭や小学校教諭、養護教諭の免許でもいいということになると、誰でもいいのかというふうにして、せっかく一生懸命資格を取ってプライドなりを持って保育をしているわけでございますから、その辺はやはり汲み置いてやっていただきたいというふうに思うのと、それからやはり今保育士資格取得に特例がありますので、是非この先生方には入っていただいたら時間の許す限り、また、園の方でも勧めてあげて、保育士資格取得を促していただきたいと思います。小学校の先生、養護の先生がいらっしゃることで、保育の幅が広がるというのは良いことだと思いますので、せっかく入っていただいた先生方が資格を取りやすいように、園としても京都市としても支援していただければと願っております。

○吉田委員

一つは事務局への御質問で、一つは意見でございます。まず大前提として大事なのが今人材難ということもあって、今回は少し弾力化をして、幼稚園教諭等の活用も基本基準プラスアルファレベルで実施されるということですが、別にこれは義務ではありませんので、基本的には保育士が確保できれば保育園もしっかり保育士で対応するというのが大前提で、しかしそれでもどうにもならないときに、その園の事情でやるものなので、これを京都市が実施するからといって、全ての園が弾力化するわけではないというのは認識を共有して

おきたいというのがまず一つでございます。それからもう一つは資料にも書いてございますが、国の方では幼稚園教諭は幼児教育ですから3歳以上児、小学校教諭は主に5歳児ということになってはいますが、その点については今回の京都市の案ではちょっと明確ではないので、そこを明らかにしていただきたい。というのは、ちょうど今、幼稚園教育要領、保育所保育指針、それから認定こども園教育・保育要領が改訂されるということで、3月末には告示されると思います。特に小学校教諭は色々御意見がございましたが、今回は小学校教育との接続でカリキュラムマネジメント等、なかなか現場で面倒なことをやらなければいけない。そのときに例えば小学校教諭が学習指導要領を一連理解したうえでそれをうまくやるというのはそれなりに活用によっては非常に有効だろうと思ったりするわけです。しかし、これが0歳から5歳の全てを見るとなると少し視点が違ってきますので、その点について事務局のお考えをお聞かせいただければと思います。

○上田保育課長

今、吉田委員がおっしゃいました保育士以外の職種の活用の仕方についてでございます。恐れ入りますが、冊子の2ページ目を御覧いただけますでしょうか。こちらに国の方はどう言っているかということを書かせていただいております。活用に当たっては国において専門性を十分に発揮するという観点から幼稚園教諭については3歳以上の児童、小学校教諭については5歳以上の児童を中心に保育することが望ましいとされています。基本的には京都市においてもこの考え方を推奨したいと思っております。ただ例えば既に今現在、保育園で保育補助者として働いておられて乳児保育の実績がおありである方などの場合は、絶対に幼児でないといけないということもないのかなと思いますので、その辺りは園の方で大丈夫という御判断があれば、乳児保育に従事することも可としたいと思っております。

○丸橋委員

NPO法人おふいすパワーアップの丸橋です。こうして皆さんのところで保育の充実に係る取組をやっていたいてすごくありがたいと思っているのですが、一方で、今まで色々な事故や事件があったところを始め、すごく保育士が辞める園があります。今、女性の働き方改革やブラック企業、過労死問題等が注目される中で、せっかく資格を取ったうえで就業してくれた保育士や幼稚園教諭が働き続けられるようにするためにどのような取組をいただいているのでしょうか。取材に行くと、皆さん非常に楽しそうに保育をされている園と、大丈夫かと不安になる園があります。いつも特定の園は辞める人が続くという話も聞きますし、こうして人を確保したからといって、また辞めていくという繰り返しになってしまっただけでは意味がないと思います。保育士資格を持っていても、あれだけ長時間、早朝から働くのはもう無理といった御意見を聞き過ぎるほど聞いている立場としましては、産休育休を始め有休を取れているのかなといったことも心配になります。保育士の人は割とパソコンなど事務作業ができないので、そういう人たちのために、事務が得

意でちゃんと保育知識もあってなおかつ保育士試験を目指しているような人に手伝ってもらうなど、いかに保育士さんの事務や雑務などによる負担を軽減するかというようなことを考えないといけない。働きにくい、働きたい人が働き続けられないというのが問題だと思います。また、指導する余裕がないという意味でも、指導できる上の人がすごく少なくなってしまうのではないかと心配しています。

大きな転換点に来ていると思いますので、京都市さんとしてはこういうことをやられて、今後どうされるのかということだけちょっと聞かせてください。

○上田保育課長

長く働き続けられるということはおそらくどの職場でもすごく大事なことだと思っております。どういったことをしているのかということですが、先程詳細な説明は割愛しましたけれども、京都市としても色々な取組をさせていただいているところです。ただ京都市として直接的に何かができるというよりは、それぞれの園で職員さんの待遇をどういう風にしていくかということを考えていただいているところかと思っておりますので、そのところを財政的に支援するという形で京都市としては取り組まさせていただいております。また、退職が多い園もあるというお話ですけれども、正直申し上げて園によって勤続年数の長さが色々あるのは事実です。情報公開の一環として28年度の途中からですけれども、それぞれの園の平均勤続年数はどれくらいかということは京都市のホームページでも公表させていただいておりますので、また参考に御覧いただければと思います。長く働きたいと思われる職員さんが長く働き続けられるように、委員がおっしゃったように色々な支援をしていかなければいけないと課題として認識しております。

○矢島委員

今、丸橋委員が御意見としておっしゃったことなのですが、多分丸橋委員のところに御相談に行かれる方や窓口に頼られる方というのはそれこそやはり問題を抱えていらっしゃる方が圧倒的多数なんだろうと思っております。今おっしゃったような傾向を持っている園というのは多分一握りで、それぞれの園が色々な工夫を現場の中で重ねながら、いかに保育というものに喜びを感じ、それを生きがいとしながら定着率を高めていくかということを考えながら日々を送っていると思います。その一番大きな要因となるのは、仕事がしんどいとか、仕事量が多いとか、保育時間が長いといったことではなくて、それをクリアできるような、いわゆる上下の人間関係、横の人間関係、職場の人間関係がうまくスムーズで温かな人間関係の中では多分苦しいことも乗り越えてそれを喜びに代えて保育者として生きがいを持ってやっていけるのではないかなと私は個人的に思っておりますし、我が園に関してもそういう園でありたいと思いつつながら、どうすれば職員たちの労働量を軽減できるかとか、休みをどう工夫したら取っていけるかとか、ローテーションをどんなふうにしたらいかがであったりとか色々な工夫の中で、できるだけ温かい人間関係の中で、

言いたいことを言い合いながら保育ができるようにしていきたいと思っております。

○柿沼委員

全国認定こども園協会の柿沼です。今の議案の件なのですけれども、多様な専門性が子どもを育てていくというのが今言われていますので、色々な人材が入っていくことは良いことだと思うのですが、これは団体の仕事かもしれないのですけれども、例えば小学校教諭はこの部分で力を発揮していただくとか、乳児保育にはできるだけ専門性の高い人に入っていくとか、活用の仕方の簡単な例みたいなものがあると非常に良いのかなというふうに思っております。それも実は全国の話を見ると、公定価格がかなり複雑になってきていて、例えば主幹教諭に関して言ってもその配置の仕方というか加算の順番といったものがこの新制度ではかなり複雑化されているので、その辺のレクチャーというか、どういう形で人は必要なのか、必要保育士数はどうなのかといったものも含めた今回の条例の案の、分かりやすく、事業者が使いやすく、よりその専門性が子どもたちに返っていけるような例みたいなものがあれば非常に事業者としてはやりやすいのかなと思います。あくまで意見ですけれども、よろしく願いいたします。

○上田保育課長

具体的にどのような形で保育現場の方で活用していただくかということにつきましては、もう少し詳細なガイドみたいなものは必要かなと思っておりますので、そういったものをお示ししながら、色々と御意見もお伺いしながら、保育現場の方と作り上げていきたいと考えております。

○矢島委員

幼稚園教諭にしても、小学校教諭にしても、養護教諭にしても、免許の更新というのがあると思うのですけれども、多分応募されてきても免許が休眠状態になっている方もいらっしゃると思うのですが、その辺はどのように捉えさせていただければよろしいでしょうか。

○上田保育課長

現在、各種教諭免許につきましては更新制が導入されております。今は更新されていない先生方もいらっしゃるのですが、その取扱いについての御質問かと思うのですが、今回の特例措置に関しては免許の更新が必須となります。

○藤本委員

幼稚園連盟の藤本です。この最初の議案については、色々お立場は分かりますが、結論から言ったら反対すべきだというのが私の意見です。本来はやはり保育士であるべきで、

例えば子どもを預けているお母さんや子どもの立場からすると、子どもを見ているのが実は保育士の資格のない人だというのは、緊急措置だからといって許されるというのが本当にいいのかというと、シンプルに考えればこれはアウトですよ。本当にやむを得ないのかということは慎重に議論すべきだと思いますし、例えば幼稚園でも幼稚園教諭という資格がなければクラス担任を持ってないわけですね。やむを得ないから小学校の先生が担任を持てるかと言ったらこれはあり得ない話です。今、待機児童が多いからとか色々な理由があるかもしれませんが、やはり免許がない人が本来免許が必要な仕事をしているということを公が認めるということはちょっとおかしいとシンプルに考えることが一番整理がつくと思いますので、色々な難しさはあるけれども、やはりここはどちらかと言われれば私は反対という意見です。じゃあ朝夕だけならいいじゃないかといったときに、例えば幼稚園でも園児が集まるまでの時間で、担任以外の資格がない加配的な人が見ている時間が全くないとはいえないですけども、園児が揃ってからは確実に資格のある人が見えています。こういうことを保育士でもしてしまうと、本当にその人は朝夕だけ見ているのか、実は資格のある先生が手薄のときに保育配置基準のメンバーとして入っているのではないかと、そこまで本当に細かくチェックできるかどうかですよ。子どもの立場、保護者の立場を考えると、こういう公の会議では反対ですという意見を私は言わざるを得ないのかなというふうに思いますし、ましてこれは国からこうやって出てきたことで、京都がどうするかを選べることで、京都は子育て先進都市としてこれはできませんと言うべきなのかなというふうには思います。色々京都市さんの御事情、保育士さんが足りないという御事情はよくよく分かりますが、そこを妥協すべきかどうかということは慎重に考えるべきだと思います。

○升光委員

幼稚園界で意見が分かれてしまったので、ちょっと調整をしないといけないかなと。私も元来は免許を持った方が保育するというのは当然のことだと思います。その大前提の中で、前回の会議で幼稚園教諭なら致し方ないだろうという結論に仕方なくというところだったと思います。その中で、今回パブリックコメントを受けて小学校教諭と養護教諭もという形での話だったと思うのですが、これはどういう意味を持っているのかということと、それから井上先生から是非その期間に保育士の免許を取る方向でという辺りが非常に大きなカギなのかなというふうに思います。幼稚園の場合も幼稚園教諭の免許を持っていない方が担任をすることは可能で、それは助教諭免許をおろしていただいて、今免許を取得中というような特別な形です。ただそこにはやはり覚悟があるということになりますので、その辺を今非常に大変な状況の中で、そこに向けての道筋が敷かれるかどうかということなのかなという気がします。また、前回の会議で幼稚園教諭なら同じ幼児期を見ている専門性があるということで仕方ないとなった一方で、幼稚園も非常に人材が足りなくて困っているんだよという話を出させていただいたと思います。その中で、今回の小学校教諭、

養護教諭について私はどうやったらこれを受容できるのかなということイメージをしたときに、消極的に人が足りないからという意識で提示すべきではないなと思いました。京都市が覚悟をしたうえでそれを提示していくのであれば、もっと前向きな意味で豊かな人材による保育を打ち立てていくとともに、井上先生がおっしゃったように保育士資格を取得するということが条件なのではないかなという気がしています。ただ大前提は保育士であることは揺るぎのないことだとは思っています。

○吉田委員

若干の誤解を解くことも含めて、少し簡潔に申し上げます。国がおろしたわけではございませんで、国の省令をいじらずに運用上理屈をつけて可能にしたのですが、それだと自治体としてはとても法令上よろしくないということでいくつかの自治体から厚生労働省令を変えてほしいという要望等があがって、やりたい自治体の妨げにならないように省令が改正されたところです。あくまでどうするかは政令市が条例で決めるということなので、誤解をされないようにしていただきたいというのが1点でございます。それからどこまで詰めるかというのはとても確かに悩ましい問題だと思いますが、基本的には専門性のある保育士資格を持っていて、かつ、研修等で資質を高めた方がメインに担当されるのが大前提だと思います。ただ園によってはいかんともしがたい状況があったときに、かなり条件付きで限定的に活用しないとどうにもならないということで、それは最終的にはその園の判断になるかと思います。それはある部分は良くも悪くも性善説に立つしかおそくないだろうと。なぜならば資格絶対主義でいいのかというと、資格を持っていれば全員がすばらしい人なのかという議論をしてしまうと、全部がなし崩しになりますので、当然ある一定の厳しい条件をつけながら、しかも、そのことに頼らざるを得ない園の事情があり、かつ、その園の独自の判断でやることについてまで門戸を閉ざすべきではないだろうというのが私の考えであります。

○白井委員

元京都市昼間里親連絡会の白井でございます。先程来ずっとお話伺っておりますと、10年くらい前からずっと課題なのですけれども、乳児保育の現場を預らせてもらっている身としては、資格の有無ではなくて、資格は最低限であって、資格があっても使い物にならない、全体を見渡せない子はたくさんいると感じています。私も管理者として上にいるだけではとてもじゃないけれどもやっていけません。毎日ずっと見ております。やっぱり見渡すことができる、子どもたち、そして保護者さんの思いなど、全てを把握するのは特に今の方にはとても至難の業です。基礎力がやっぱりないわけですから、資格を持っておられても現場で実践を積んでいく必要があると思います。子育て支援員研修についても一通りの講義を聴くだけではダメなんです。また、養成校の方でもどういう資格の与え方がいいのか、机上のペーパードライバーではなく、保育現場で役立つような基礎力をはぐ

くむような資格のあり方を是非京都では検討してもらいたいと思います。

○安藤部会長

事務局，全体を通して何かありますか。

○上田保育課長

今日は本当に色々な観点からの御意見を頂戴しました。時間のない中ではございますけれども、今日の御意見も踏まえまして、京都市としてどういうふうな形で取扱いをしていくかということを改めて確認したいというふうに思っております。

今後のスケジュールなのですが、条例を改正するということになると、2月の市議会の方に条例の改正の案を提案させていただいて、4月から実施する場合は実施というような形になろうかと想定しております。今現在のところ、今日申し上げた案でいきたいなというふうには思っております。ただ、いくつか大事な御指摘もいただきましたので、その点も含めて、条例に書かない部分であって、何か具体的な取組として保育園関係の先生方とも協力しながらやっていかないといけないこと等がありましたら、それは進めていきたいと考えております。

○藤本委員

幼稚園連盟の藤本です。今の課長さんの話を大変ありがたいなと思って聞いておりました。基本的に反対はあったけれども、結論としてはOKですよというような議論ではなかったと思うので、是非その辺りを条例化できるものと別になったとしても、しっかりと踏まえていただきたいなと切に思います。それから加えて、これだけ保育士さんが不足しているという現状、これはやはり根本的な原因、理由があるというのは皆さんお感じになっていると思うんですね。例えば、この別紙2を見ると、これだけ保育士確保について色々な施策をされていても、まだ足りない。おそらく今議論になっていた幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭をOKにしても、そんなに抜本的に解消できるのかと言うと、おそらく皆さん、多少かなぐらいの印象だと思います。もっと抜本的に、この現場で先生たちを確保する以前の、もっと大きなところを京都市として議論していかないと、この本当に大きな問題の解消にはならないということを踏まえて、この部会のどこかでしっかりと議論をしていただきたいというふうに、私は強くお願いをしたいと思っております。

本当にこれだけ保育士さんの処遇の改善を色々な角度から取り組んでいて、保育所の方も頑張っておられる中であっても、解消するどころかどんどん問題は深刻になっていっているということは、現場の先生たちとの関係だけではなくて、27年度から始まったこの制度自体の全体像をしっかりともう一度確認したうえで、次の5年間、京都市はどのような方向に行くのかというのを議論すべきで、そのためのこの会議だと思いますので、是非そこは大事な今後の議論の柱としていただきたいということを事務局の方に提案したいと思い

ます。

○井上委員

公益社団法人京都市保育園連盟の井上でございます。先程、升光先生からもお話がありました。できましたらこの会議の場だけでも結構ですので、この制度が認められて条例化されるのであれば、その後、実際に保育施設で働いていただくことになった幼稚園教諭さん等はどれくらいいらっしまったのかというようなデータが取れるようであれば欲しいと思います。藤本先生がおっしゃっていたように例えば本当に1割も2割もそんな先生がいらっしやるようであれば、それに対する手立てを打っていかねばいけないと思いますし、親御さんから保育士資格を持っていない方に見てらっているのかというようなお声を聞くことになっても問題なので。

○安藤部会長

他に何かよろしいでしょうか。

京都の保育士養成校を出た保育士の何割が現場に勤めているかという、2年制の場合には幼稚園も含めて95%なのに対し、4年制が45%ぐらいです。それらを一緒にしてしまっ、足りませんという話なのか、その辺りの数字を押さえていかねばいけないと思います。行かないんじゃないかと、長持ちしないのか。なぜ4年制が45%ぐらいにとどまってしまうのか。足りない、足りないと言うだけじゃなくて、なぜそういう状況が起こっているのかということも、例えば京都だけでももっと分析していくことも必要かなというふうには思います。

それでは、色々と貴重な御意見を頂戴しまして、本当にありがとうございました。ただ今14時30分過ぎですが、先程お話がありましたように、休憩を10分ほど取りたいと思いますので、また40分にお集まりいただければと思います。

○安藤部会長

それでは次の議題に移らせていただきます。

2つ目の議題の『保育提供体制の確保方策について』、事務局から説明をお願いいたします。

■保育提供体制の確保方策について

事務局（長谷川施設整備・待機児童対策担当課長）から、資料2を用いて、保育提供体制の確保方策について説明。

○安藤部会長

今、今後の保育提供体制の確保方策についての考えが示されてましたが、これについて

御意見あるいは御質問等がございましたらお願いしたいと思います。

○吉田委員

じゃあ、口火を切らせていただきたいと思います。3の今後の保育提供体制の確保方策に係る考え方ということで、まず1つは、これは考え方でございますが、事務局としては行政としてそういう意識になるんでしょうが、事業計画の超過達成という言葉に実は私は引っかかっておりまして、利用者サイドからするとこれは決して別に供給過剰になっているわけではなくて、当初の5箇年の事業計画の量の見込みと確保方策とのバランスの中で、数字上その当初計画を供給が上回っているということですから、実際は需要の量の見込みの方が当初計画よりも地域によってはかなり高まっているというアンバランスでございますので、別にこれが悪いわけではございませんが、意識として、事業計画があつて超過達成というよりも、今の実態、これからの京都市内各地域の保育ニーズに対して、どれだけ質・量ともに十分な供給ができるのか、それに対して不十分な部分があったらどうするんだという視点を明確にしていきたい。

そういう意味では1つお尋ねでございますが、一般的には31年度までの5箇年事業の中で、今年、平成29年がちょうど真ん中の中間年ということで、市町村事業計画の見直し、軌道修正をするところがそれなりにあるように私は受け止めているのですが、今日のこの議題である3の考え方これもこれはこれで分かりますけれども、事業計画そのものの中間見直しということとリンクをするのか、この考え方に基づいて事業計画はそのままいじらずに29年度、あるいは30年度どうするかというスタンスなのか、その辺の基本スタンスについてちょっと御説明いただけますか。

○長谷川施設整備・待機児童対策担当課長

まず初めにおっしゃいました、事業計画よりも保育ニーズに即して提供体制を確保していくということについては、私もそのとおりだと思っております、国の方からも事業計画の残量がないからといってニーズがあるにも関わらず認可をしないということは適当ではないというような考えが示されておりますとおり、こちらの方としましても今現時点では南1ぐらいしかそういうことにはなっておりませんが、実際の保育ニーズに対して適確にタイムリーに対応していきたいという考え方でございます。

それと事業計画の見直しをするかどうかということなのですが、これについては来年度が29年度だというのはそのとおりなのですが、明らかになっているのは27年度末の状況のみということですので、現時点において考え方をはっきりさせるというのは時期尚早ではないかなと思うのですが、現時点の状況を見ますと、やはり本市においては事業計画そのものを見直すというよりも事業計画をクリアしたうえで、更にタイムリーに必要なようになってくるところに対して対応していくというのが現時点での方向性なのかなというふうに考えております。ただこれにつきましては、今後、28年度末、29年度末の状況

も見ながら結論を出していくべきことかなというふうに考えておる次第です。

○丸橋委員

この別紙1で質問したいのですが、表1のところでは幼稚園預かり保育利用児童数というのは、保育所等に申し込まれた児童で、調整の結果、幼稚園の放課後等預かり保育を利用されている児童数と書いてあって、この数が増えているのは良いと思うのですが、これは大体どれくらいの時間で、どれくらいの日数を預かってもらっている方が挙げられているのでしょうか。地域にもよるのでしょうか。私はもっと多いと思っていたので、ちょっと聞きたいです。

○長谷川施設整備・待機児童対策担当課長

この数字なのですが、保育の利用を申し込まれた方で、要保育認定を受けられて、結果的に幼稚園の預かり保育を利用された数字でございまして、しかも、福祉事務所の方で把握をしている数字でございまして、実際にどれだけの方が利用されているかということにつきましては、幼稚園の就園奨励費を各保護者の方に申請していただく中で、保育認定に該当するかどうかということのアンケートを全保護者に回答してもらっています。その数字でいきますと、28年7月の時点ですが、全市で2,123人、申請をすれば保育認定を受けられるという方がいらっしゃいました。申し訳ございません、幼稚園の預かり保育の利用時間数についてのデータというのは手元に持ち合わせていない状況でございます。

○稲葉委員

市民公募委員の稲葉と言います。不勉強なので、保育園のことをあまり分かっていないのですが、今別紙4にありましたとおり、提供区域間で色々と調整をいただいているようなのですが、新しい保育園ができるというのは保護者からしたらきれいな園舎で見てもらえるという魅力もあると思うのですが、人気のエリアを少し外れると余裕のある園もあるということですので、今色々子育てタクシーとかも出てきていて、園バスを動かすのが難しい場合やお母さんの方が自転車などでちょっと離れた場所に行くことが難しい場合などはそういうようなサービスなども使って、ちょっと余裕のある園へ誘導するなど、もうちょっと色々なやり方を使って、こういうのどうですかという形でお母さんに示していただければ、またありがたいなと思います。

○長谷川施設整備・待機児童対策担当課長

子育てタクシーの利用について、市として補助することが適切かどうかという問題はあるのですが、今触れられた園バスなどもありましたら、その立地に関わらず、保育園の利用の選択肢が広がるということはあるかというふうには認識しております。

○天野委員

この利用状況のところ、保育所と認定こども園が一緒になっているのですけれども、実際に今、京都市の中で認定こども園がこれだけあって、その方たちが特に1歳の受皿をどれだけ担っていただいているのかなということを知りたいです。

そして、都道府県の認定こども園ですので、京都市だけのことではないとは思いつつも、京都府の認定こども園に変わっている園数が、28年4月1日のものしか手元にないのですけれども、38園ということで、お隣の大阪が376、兵庫が322、青森が208と、京都府よりも少ないところはあるにはあるのですけれども、10倍以上近く多いところもある中で、認定こども園が0歳、1歳のところをもう少し明確に担う方向性ということが、現場の運営者、事業者の色々な意向があることは十分分かるのですけれども、市としてはそのところをどういうふうに進められるのか、進めようとされているのかということも含めて聞かせてください。

○長谷川施設整備・待機児童対策担当課長

まず認定こども園の施設数でございますけれども、今京都市では19箇園の認定こども園がございます。その利用児童数なのですけれども、この別紙1の28年度10月1日時点の数字で、保育所と認定こども園は一緒に書いてあって、その30,034人のうち、認定こども園の利用児童数は2,681人ということでございます。

認定こども園の数が京都府で少ないということで、その考え方ですけれども、やはり保育所は保育所、幼稚園は幼稚園でこれまで培われてきた教育・保育があると思いますので、その辺りは多様なニーズに応えるような形で、認定こども園に進まれるという決断をされる場合には、市としてもしっかりと支援していきたいと思います。幼稚園のままで、預かり保育を充実して、連携施設になっていただいているという園もたくさんございますし、先程も数字を挙げましたとおり、昨年7月の集計では2,123人の申し込みば保育要件をされる方が現に預かり保育を利用されているという状況もございますので、各施設の状況に寄り添いながら、今後も保育の受入枠をしっかりと確保していきたいというふうに考えております。

○天野委員

今の2,681人のうち、3歳未満児と以上児の割合は分かりますか。

○長谷川施設整備・待機児童対策担当課長

2,681人中、1,119人が2歳児以下でございます。

○天野委員

保育所保育指針と幼保連携型認定こども園教育・保育要領、そして幼稚園教育要領の改

訂が同時に進められて、いよいよ3月末に告示という状況になってきていますけれども、かなり意識的に重ねられて、揃ってきました。もちろんまだ一本化は無理なのですから、色々な委員の先生や関係者に聞きますと、次は一本でやる方向でということが見据えられているということも聞き及んでおります。本当に言葉を重ねて、章立ても非常に近くなっています。そういう動きの中で、どのように独自性と普遍性といいますか、子どものことを皆で支え、育てていくという専門機関として一致していくことも大事なかと少し思いました。

○丸橋委員

前の会議で決まったのですけれども、認定こども園の1号枠の定員が3%でしたよね。色々ところで園選びのセミナーの講師をさせていただいて、幼稚園として認定こども園を利用したい方は、1号枠ですよ。でも現実としては、育休の方のために空けておかないといけないため、とても3%では無理だという声もいっぱい聞きますので、本当に1号で認定こども園に入っている方がどれだけいるのかなと。お母さんたちが全然認定こども園を選べないなど。だから結局、育休や産休の方のために空けておかないといけないので、1号で4月からたくさん入られるなんてとんでもないというようなことも聞きます。やっぱり認定こども園というのがたった19園、そのうち幼稚園からなったところはたった1園で、1号で入って、また次のお子さんを生んで、またそれから働き出すというような色々な選択肢がお母さんのためにできていないと、この認定こども園が何のためにあるのかなと。京都が全国でもまれに見る低さですし、色々な意味でちょっと京都の未来が心配になっています。幼稚園・保育園・認定こども園情報の11号の始めに取り上げさせていただいて、いやらしいことを書いたと思いますけれども、1号が3%のままでいいのかなということはとても気になっております。

○長谷川施設整備・待機児童対策担当課長

今回の事業計画の中におきましては、基本的には1号子どもについては、本市の全提供区域において供給が需要を上回る、供給過剰の状態にある一方で、2・3号定員については足りない。待機児童対策をしっかりと進めていかないといけない状況の中で、その2・3号定員についてはしっかりと当然ながら確保する必要があるだろうということと、供給過剰になっているところに更に受入枠を作るといことはいかなものかという議論があったかと思えます。それを踏まえ、ただ、認定こども園というものの役割も十分に評価した上で、既存園からの認定こども園への移行については認めるということで、その1号の枠はおっしゃるとおり、2・3号定員の3%ということになっているということでございます。一定、今の京都市の局面においては、少なくともその際の議論というのは合理性があったものと認識しております。今後どうするかということについては、現時点では言及させていただくような状況ではないかなと思っております。

○井上委員

公益社団法人京都市保育園連盟の井上でございます。先程の御説明でもありましたように今回小規模保育所さんが特に29年度29箇所一気に増えるということで、その運営母体を見させていただきますと、幼稚園さんや保育園もおられますが、かなり株式会社さんなどが入っておられます。もちろんそこが運営されるのがダメだというわけではなくて、もちろん認可を受けられて、しっかり指導も十分されていると思いますので。ただ、施設の問題、職員の問題、連携施設としっかり連携ができているのか、3歳の受皿がしっかり確保されているのかなどといったことが気になっております。また、よく今新聞等で見かけます企業主導型保育事業がこれから京都市にも入ってくる可能性があるのか、考えておられるのかどうかということをお聞かせいただきたいです。

○長谷川施設整備・待機児童対策担当課長

まず新規に開設する小規模保育事業所等につきましては、開設前に事前に説明会を実施しますし、保育内容に関する研修も実施をさせていただいて、しっかりとした保育が行われるよう、また定期的に監査にも入らせていただくことで、保育の質の確保をしていきたいというふうに取り組んでいるところでございます。

連携施設につきましては、今の事業計画の考え方として、連携施設がないと認可できないというのは言いにくいのですが、ただ、おっしゃるとおり3歳児になった後の移行児の問題や集団保育の提供であるとか緊急時の保育士の確保といったところで連携施設はしっかりとできる限り開設前に確保してくださいという指導はしております。

企業主導型保育事業については、京都市を全く通らずに直接に内閣府の委託先団体に申請が行きますので、我々もその団体から情報提供を受けているところなのですが、今のところ京都市内で4施設の予定があるとのこと。これについては、その他の認可外の施設と同様にこちらの方でも必要な状況確認というのはさせていただくということになると考えております。

○柿沼委員

全国認定こども園協会の柿沼です。先程来、認定こども園の話が出ていて、保育所等で740人の定員割れが生じているということで、この辺りをどのように考えていくかということだと思います。色々な背景を抜きにすると、幼稚園さんが京都市の子どものために認定こども園という新しい階段を上っていただくというのが一番良いのかなというふうに思っています。今、先生の方からお話がありましたように、小規模保育事業というのは事業計画に基づいて、もし地元の法人さんが手を挙げなければ、預けなくてはいけない保護者の方がいる以上この必要量は確保していく必要がありますから、株式会社さんなどが参入されるのは仕方がない状況だということを考えてみても、できれば地域にあって、昔

から保育を熱心にやられている園さんがこの京都市の保育のために一肌脱いでいくというのが一番前向きな意見なのかなと、なかなか言いづらい話ですが、個人的にはそう思っています。ただ今までの会議で幼稚園さんのお考え、京都市さんの背景というものも分かっていますので、29年度からサテライト型小規模保育事業所というものが導入されるという話もあり、認定こども園というのが難しいのであれば、できるだけ小規模保育を地元の保育園、幼稚園の法人さんにやっていただくことで、3歳児の接続の問題や、議題1の方でもありましたが、保育士確保が単体の事業所ではなかなか難しく、保育士の負担が大きくなりがちといった労働環境の問題について、同一法人内で人事異動もやりやすいでしょうし、有給等も取りやすくなっていくなどお互いにメリットが出てくると思います。また、0～2歳の保育を知ることによって、3歳以降の先生方の質も上がっていく可能性が高いということもありますので、そういう方向性に行くような何らかの施策を京都市さんの方で考えていただいて、できるだけ多くの幼稚園さんが認定こども園なのか、または、幼稚園をやりながら小規模とセットにした認定こども園のような新しい形なのか、どういう形かは京都市さんの方で考えられていくことだとは思いますが、今自分で認定こども園をやっていたり、全国的な状況を把握していたり、小規模保育をやっていたりする背景からすると、それが一番望ましいのではないかなと個人的には思っています。後は、社会構造の変化や税制改革などにより、女性の働き方などが一気に変わりうる状況にもなっていますので、幼稚園さんもなかなかやりづらいですけれども、ピンチをチャンスじゃないですけれども、前向きに考えていただいてもいいんじゃないかなと思っています。やはり3号認定から2号認定に移行するか、1号で幼稚園の預かり保育を利用されるかどうかというのは保護者に選択権があり、もし2号を選択された場合は保育所等を作らなければいけない可能性もありますし、女性の働き方が変化すれば2号の待機児童が出るかもしれないという状況もありますので、地元で地域で育っていくということで、地域の法人さんにやっていただくというのが一番良いと思いますので、うまく誘導できるような施策があったらいいのかな、なんてふうに個人的に思います。

○長谷川施設整備・待機児童対策担当課長

幼稚園を運営されている学校法人で小規模保育事業をしていただいているケースについては、新制度が始まった27年度予算から何園か出てきておまして、今29年4月開設の予算がついている分だけでも5箇所立ち上げていただく予定にしております。

○吉田委員

関連で、今日の議題として、このデータはこのデータでいいんですが、先程来の御意見も踏まえると、どちらかというと供給サイドの視点で表1ができていたのですが、需要サイドに立って、3号認定であれば保育所、認定こども園、小規模保育等にそれぞれ何人ずついるか、2号認定は保育所と認定こども園で、あるいは1号認定でも私学助成の幼稚園

で1号認定相当の子どもをどれだけ受け入れているのかというのを見ていくとともに、1～3号認定のいずれでもない、3歳未満児を中心に在宅で子育てをしている家庭も、供給という話ではありませんが、そこも忘れてはいけない部分ですので、そこも見えるという意味で、できたら参考資料として、1号、2号、3号という視点の当て方でこの数字を整理していただくとありがたいです。

それからもう1つが、先程来出ている企業主導型保育事業でございますが、今京都市に4箇所ということですが、これはかなり増える可能性がどうも今ございまして、今年度は約800億の予算でやっていますが、新年度から1,300億、平成30年度は1,700億までいくことがほぼほぼ決まっていますので、相当増える可能性があります。そうすると、市町村関与がないので、京都市が把握するのはきわめて難しいのですが、一方で、地域型保育事業と違ってあくまで認可外ですので、京都府の方に認可外施設の届出をしなくてはならないということで、京都府は把握できるはずなんです。ですから、市と府が連携を取っていただいて、府の方からそういうデータを提供していただくということが1つです。それからもう1つは、この企業主導型保育事業の事業所内保育施設というのはもちろん従業員子弟を入れることが主流ではありますが、定員の半分までは地域枠で地域のお子さんを入れていいと。ただし、地域のおさんは保育認定を受けていなくてはいけないという条件がついているので、そうすると一般的には3号認定を市が出すこととなりますので、そこだけは関与するとか数字を把握できると。そういう意味でも認定別のデータを出していただいた方がいいと思うのですが、いずれにしても数が増えると、これが直接的、間接的に事業計画の数字にも影響しかねないということもありますので、少し色々な形でデータを収集していただいて、こういう会議の場など、委員の方々の御意見を聞いていただく機会を設けていただくのが良いのかなと思いますので、要望でございます。

○長谷川施設整備・待機児童対策担当課長

今後の資料作成の参考にさせていただきます。

○小林民営施設担当課長

認可外施設の届出なのですが、実は政令市につきましては特例により政令市が届出先になっておりますので、届け出ていただいて以降は把握できるのですが、それまでの動きなどについては全く分からないような状況ですので、できる限り把握に努めさせていただきたいと思っております。

○藤本委員

幼稚園連盟の藤本です。柿沼委員のお話、丸橋委員のお話、天野委員のお話について、幼稚園としての今後の道筋と申しますか、特に柿沼委員のお話は本当にそうだなという思いで聞いておりました。じゃあ京都はなかなかどうして認定こども園に行かないのかとい

うことについて、単純な問題ではないと思うのですが、ただ1つ、世間一般の方々、お母さん方に認定こども園というのがなかなかまだそれ程認知されていません。特に丸橋委員におかれましては、色々と情報発信されるお立場なので、もちろん認定こども園の良いところもあるのですがまだまだ未成熟なので、京都の幼稚園、保育園が多く認定こども園に行っていないことについて未来がないような思いをお持ちいただきたくないと思います。もちろん先に行っておられる柿沼委員を始め、頑張っておられるところはたくさんありますし、認定こども園イコールだめとは言いませんが、数が多いことが良いということでは必ずしもないということを申し上げておきたいと思います。じゃあ京都としてなぜかというところになると、やはり都道府県を始め、行政との関係というのも背景として非常に強いところですので、例えば兵庫県は知事さんが旗を振って、この制度ができる前から11時間保育を私立幼稚園でやろうということで、以前からそういう下地がありました。ですから違和感なく、しかも県レベルで移行できたというような背景もありますので、その辺りで随分違ってきているというのがこの数だけを見たときには、京都が少ない理由の1つではあります。それから、今の施策を見ると、どうしても国が決めてしまった保育標準時間が11時間というのが、私たちにとっては子どもにとってあり得ない、標準時間が11時間という先進国はないと思うんですね。そのことを今、認定こども園の中に入ってしまったら言えないんじゃないかと。やっぱり私たちが入るからにはその制度をしっかりと京都府や京都市と、京都の保育標準時間はこれにしようというようなことを議論してから、この制度と一緒に色々と変えるべきところは変えて、そして良いところをしっかりと見極めたいのでこの制度に入っていくかといけいではないかなと。一旦入ってからやっぱりこれは良くないから元に戻ろうというような、子どもを実験台にするような、保護者を振り回すようなことはあってはいけないのかなというのは常々思っているところです。ただやはり先程来出ているようにこの社会のニーズに依っていくということは絶対に必要なことですので、私たちは従来のままテコでも動かないというような、そんな固い頭を持っている時代ではないということも認識しておりますので、そこは例えば今のところは京都市さんの色々な御判断の中で預かり保育を非常に柔軟にできるようになり、その受皿の中で、今回も2号と読めるような方が2,000人以上いるという状況になっています。でも本当にそれで良いのかということも同時に考えなければいけないし、もちろん保育というものを必要としている人と家庭でできるだけしっかり見たいという人が一緒にいられるという認定こども園の良さもあるけれども、ダブルスタンダードということが本当にどうなのかと。これは京都の地域性ですかね、新しいものにすぐ飛びつくというより、ちょっと見極めてから、しっかり制度と一緒に考えていきながら、それこそ京都市さん、京都府さんがおっしゃっているような子育て環境日本一というものの新制度を作りながらやっていきたいなというように本当に思っております。でも柿沼委員がおっしゃったように様々なことを考えながら、私たちも認定こども園はなしという頭で行くというのは非常にこれもまた間違った考え方だと思いますし、また色々と私たちも勉強していかないといけないな

というふうに思っております。

○丸橋委員

京都というのは教育環境が高くてすごいなと、今また教育特集号を作っているから余計に思うのですが、私も保育園に入れたいお母さんの相談が多く、例えばマザーズハローワーク烏丸御池でもうちが就職準備セミナー、保活セミナーをしているのですが、本当に保育園は一度仕事を辞めてしまうと入れないと言って、皆困ってはるんですよ。そんなこと言わずに、本当に入りたかったら福祉事務所に行って一步を踏み出してくださいねとか、幼稚園も預かり保育をやっているのを見てみてくださいねとかアドバイスしているのですが、端から諦めている人や、京都は地場産業を長年やってこられた方が多いのに自営業だから点数が低いなど残念なことが多々あります。ですから、今藤本先生がおっしゃったように、京都ならでは認定こども園というのを、よそと全然違う京都の良さを活かしていただきたい。お母さんが家に閉じこもってしまうのが一番怖く、本当に良い園なら必ず相談先になるし、色々な方と繋がれるので、色々な点で認定こども園というはお母さんがすごく助かるところになると思いますし、白井先生のところみたいに長いこと頑張ってくださいるところもあれば、新しくできてあんな狭いところで大丈夫かなと思うようなところもあるので、ずっとやってこられた幼稚園がもっとそこで地域のお母さん、子どもたちを助けるということで、何か子育てをフォローしていただければと思います。私は1人目を生んだ方がまずは2人目を安心して生んでほしいんですよ。それこそ結婚しなさいというのはなかなか難しいと思いますが、不安で2人目を生めずにいる方が多いので、地域に認定こども園が、地域の居場所や相談先、働かなければならないときは頼れるような場所としてもっとできてほしいし、京都の教育のレベルは高く、皆さんすごく頑張ってくださいるので、他府県から来たところにやっていただくよりは、京都の地元の幼稚園さんに認定こども園の方を考えていただきたいです。

○升光委員

今回の提供体制の確保の考え方はピンポイントでというのはそういう方向で良いのはないかなと思います。ただ事業計画を見直すという以前に、今認定こども園の社会的な必要性という話もありましたし、本当に幼稚園がそういうことをどう考えていくかということを含めてになりますけれども、またもったいないという話もありましたけれども、色々な施設が、色々な形態を持ったものがありながら、そこがうまく使いきれていない、お互い連携や理解も含めてされていない状況にあるのではないかなという気がします。せっかくこういう新しい制度が、好き嫌いや是非も含めてありますけれども、今そこでテーブルに載っているわけですから、本当にお互いに理解し合いながら、必要なところの力がお互い確認しきれていない、また身を置いている子どもやお母さんの視点からもっと本当にこの施設が良い形で繋がったり力を出し合えたら、単に施設をどうするかの問題じゃないとこ

ろでまだまだ社会の器作りが京都の中でできるのではないかという気がしています。今提供体制と量的な問題をどう確保するのかなどといった話で行くと、これだけ足りない、こういう施設があるからそこをこうしていったらというようにシンプルに行くかもしれませんが、そうじゃないところのものがまだ確認し合えていないのではないかなという気がします。今回の話とはちょっと違って申し訳ないのですが、何かそこを出し合えていたらなと思います。例えば小規模保育と幼稚園との連携ということの中で、地域の中で小規模保育がどこにどれだけあるのという状況を、私たちの勉強不足もありますし、幼稚園の提示の仕方でも是非こういう形で小規模さんと連携していきたいと思いつききれない状況です。また、例えば幼稚園では全市の幼稚園の一覧を写真や住所入りで作っているのですが、そういうものも小規模さんにお届けしたいなと思います。そういうところで、ここと連携していけるかなというようなことがまだでききれないで、連携の施策を進めましようと言っても具体的な一歩が踏み出さきれていない現実があるのではないかなと思います。だからここで私たちがもう少し工夫できる話をし合ってそれをそれぞれのところに持ち帰って進めていけるような話がどうにかできないかなという気がしています。今のは1つの例ですけれども、それも並行して行いながらそれぞれ施設がどのような利用を未来に向けてあったらいいかということを考えていきたいと思いつきます。私が考えるニーズと言うのは、今求めていることが必ずしもニーズではないという気がしています。今のニーズの把握の仕方ではこんなかもしれませんけれども、潜在的待機児童数と同じように、潜在的ニーズ、本来的ニーズ、または未来的なニーズというのが、学者の先生もいらっしやいますし、もう少し違う視点で物を見なければいけないところがなきにしもあらずではないかなという気が非常にしています。京都の子育て社会、または教育がどうあるかとしているのかというお話がありましたけれども、京都の5年、10年先の話じゃなくて100年先を見通したときに、本当に子育てという文化の視点の中でこの制度の今が考え切れているのだろうかというのが非常に深く感じます。この子ども・子育て会議の限界を超えて、新しい可能性を考えていきたいなという気がしています。

○白井委員

元京都市昼間里親連絡会の白井でございます。子育て文化のことが出ましたので、ちょっと申し上げたいのですが、未来のことを語る前に温故知新ということで、京都市の昼間里親制度も65年続いたわけですが、元々私がずっと言っていたのは、人格形成期の、基礎作り期である3歳までは、三つ子の魂百までと言われるようにとても大切な時期です。母親が本当にその母性をはぐくむ、たっぷり愛情ホルモンが出て、うちも母乳保育をやっている、それはそれでとてもすばらしいことなのですが、だからと言って動物のように敵に襲われることはないわけですから、ずっとしがみついてもお母さんが抱っこしていなくても、人間の赤ちゃんというのは仰向けに寝ることができて、気配を感じてポイントでお世話をすることができるんです。かつての子育て文化というのは、私の

父なんかもそうなのですけれども8人子どもがいて、ほぼ母親は生みっぱなしのような状態なのですけれども、かつては乳母がいて、子守りがいて、ばあやがいて、姉がいて、私の母なんかも一番下の妹をおんぶして学校に行っていたという話をよく聞かされておりました。兄弟が上から順に見ていって、地域で見て、家族もたくさんいてと、家族構成が今と全く違いましたし、地域のみんなではぐくんでいました。でもそれなのに、日本の子育て文化というのはすばらしいものがあるのにも関わらず、今はお母さんとお子さんの2人きりで孤立していて、1人の母親だけにお子さんをずっと見ていなさいというのは余りにも酷であるというふうに申し上げておきたいと思います。

○天野委員

企業主導型保育事業が4箇所だけというのはすごいですね。東京にいたりすると、もう何百箇所というのが押し寄せてきて抵抗しきれないような状況がたくさんあるのですけれども、そういった意味では京都が保育・幼児教育の専門機関、幼稚園・保育園が中心とならずずっと守ってきたものというのがあるって、例えば今株式会社などのところは全国チェーン化して、1つの会社で100園とか150園を運営しているところがある中で、そういうところから、京都はちょっと手が出せないぞというように守ることとともに、ただ防衛という意味で守るのではなくて、独自の、京都らしさというのも先程おっしゃられていましたけれども、本当に11時間の標準時間がおかしいのであればそれをどういうふうにできるのだろうかということの本気で考えて、京都型新制度というようなものを作る可能性のところまで何か、せつかくこうやって集まって色々な立場の方たちがきたんなく意見を出し合っているのだから、番外編でもそういうところを熟していただければ。例えば10年先に幼稚園教育要領とこども園の要領と保育指針が本当に一本化できるだろうかとみんなやっぱり疑問ですが、そういう方向にきっと行くだろうと。そのときに、現場の人たち、先生たち、そして保護者、地域の人が、うちの地域はみんなですべて、みんなですべてで、みんなですべてで創造していくというような機運があるところだと、上から単にこうしなさいと言われたときに、上滑りすることなく、真に子どもたちに根付いていくような制度にしていけるのではないかと、切に願っています。まだまだ話し合ったり、模索する余地があるのかなというふうに思います。

○長谷川施設整備・待機児童対策担当課長

数字だけなのですけれども、企業が4箇所というのは、企業主導型保育事業という内閣府の枠組みの中の話でして、小規模保育事業や事業所内保育事業所には企業運営のところももっと多くございます。

○安藤部会長

色々と御意見を頂戴しておりますが、お約束の時間が来てしまいましたので、本日はこ

こまでといたします。何か御意見がございましたら、お手元の御意見票に記載いただきますようお願いいたします。

○小林民営施設担当課長

安藤部会長，本当にありがとうございました。また，委員の皆様におかれましても，大変お忙しい中，本当に今日も長時間にわたってすごく活発，熱心な御議論をいただき，厚く御礼申し上げます。それでは以上をもちまして，第3回幼保推進部会を終了させていただきます。